

中山間地域等直接支払制度をめぐる事情

令和 4 年 1 0 月

農林水産省

中山間地域等直接支払制度の概要 ① 交付要件、交付単価等

- 集落等を単位とする取決め(協定)を締結し、これに従って5年間以上農業生産活動等を継続する農業者等に対して、面積に応じて一定額を交付する仕組み。交付単価は、中山間地域等と平地との生産条件格差の範囲内で設定。
- 令和2年度から第5期対策が始まり、棚田地域振興法への対応や前向きな取組への支援を強化。

交付要件

1. 制度の対象となる地域及び農用地

地域振興立法で指定された地域において、傾斜がある等の基準を満たす農用地

(1) 対象地域

- ① 「特定農山村法」「山村振興法」「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」「半島振興法」「離島振興法」「沖縄振興特別措置法」「奄美群島振興開発特別措置法」「小笠原諸島振興開発特別措置法」「棚田地域振興法」によって指定された地域
- ② ①に準じて、都道府県知事が特に定めた基準を満たす地域

↑ 第5期対策より追加

(2) 対象農用地

- ① 急傾斜地(田: 1/20以上、畑・草地・採草放牧地: 15° 以上)
- ② 緩傾斜地(田: 1/100以上1/20未満、畑・草地・採草放牧地: 8° 以上15° 未満)
- ③ 小区画・不整形な田
- ④ 高齢化率・耕作放棄率の高い集落にある農用地
- ⑤ 積算気温が低く、草地比率の高い草地
- ⑥ ①～⑤の基準に準じて、都道府県知事が定める基準に該当する農用地

注1 農用地区域(農業振興地域の整備に関する法律に定める農用地区域)内に存する一団の農用地を対象

注2 ②及び④の緩傾斜地等は市町村長が特に必要と認めるものを対象

2. 対象者

集落等を単位とする協定を締結し、5年間以上農業生産活動等を継続する農業者等

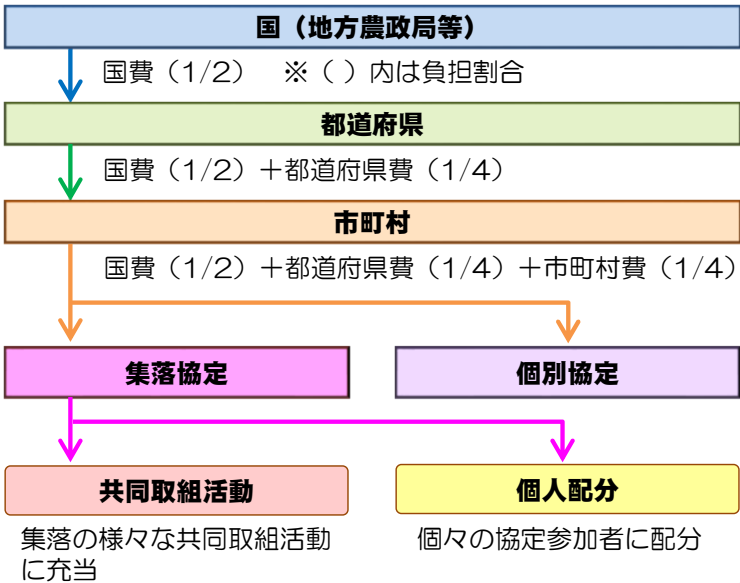
3. 交付金の使途

協定参加者の話し合いにより、地域の実情に応じた幅広い使途に活用することが可能(使途は、予め協定に定めておく必要。)

交付単価

地目	区分	交付単価(円/10a)
田	急傾斜(1/20～)	21,000
	緩傾斜(1/100～)	8,000
畑	急傾斜(15°～)	11,500
	緩傾斜(8°～)	3,500
草地	急傾斜(15°～)	10,500
	緩傾斜(8°～)	3,000
	草地比率の高い草地(寒冷地)	1,500
採草放牧地	急傾斜(15°～)	1,000
	緩傾斜(8°～)	300

交付金交付の流れ



② 加算措置

- 本交付金の対象となる基礎的な活動に加え、地域農業の維持・発展に資する一定の取組を行う場合には、交付単価に所定額が加算される措置を講じている。第5期対策では、新設3つ・拡充1つ・継続1つの計5種類の加算を措置。
- 第5期対策では、中山間地域等が抱える課題に対応し、農業生産活動の継続に向けたより前向きな取組への支援を強化。

① 棚田地域振興活動加算（新設）

認定棚田地域振興活動計画（認定計画）に基づき、棚田地域の振興を図る取組を行う場合に加算

- 対象協定： 体制整備単価の集落協定のみ
- 対象農地： 認定計画に「指定棚田地域振興活動を通じて保全を図る棚田等」に位置付けられている棚田等で、田で1/10以上、畑で20°以上の農地
- 単 価： 14,000円/10a（田1/10以上、畑20°以上）
10,000円/10a（田1/20以上、畑15°以上畑）

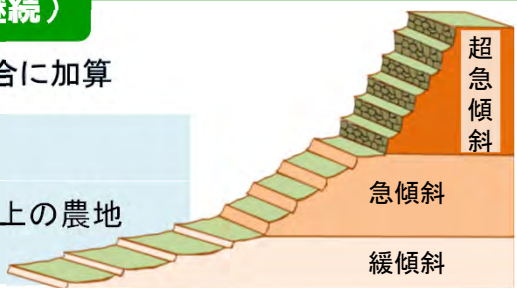


棚田オーナー制度による棚田地域振興活動

② 超急傾斜農地保安全管理加算（継続）

超急傾斜農地の保全等の取組を行う場合に加算

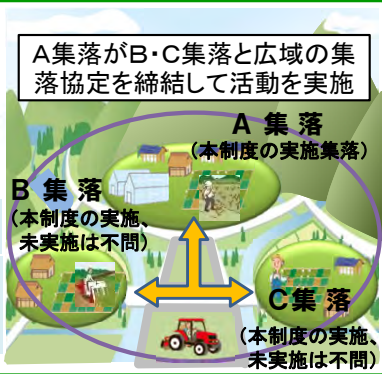
- 対象協定： 集落協定、個別協定
- 対象農地： 田で1/10以上、畑で20°以上の農地
- 単 価： 6,000円/10a（田、畑）



③ 集落協定広域化加算（拡充）

他の集落内の対象農用地を含めて協定を締結し、主導的な役割を担う人材を確保した上で、取組を行う場合に加算

- 対象協定： 体制整備単価の集落協定のみ
- 対象農地： 集落協定農用地
- 単 価： 3,000円/10a（地目にかかわらず）



④ 集落機能強化加算（新設）

新たな人材の確保や集落機能（営農に関するもの以外）を強化する取組を行う場合に加算

- 対象協定： 体制整備単価の集落協定のみ
- 対象農地： 集落協定農用地
- 単 価： 3,000円/10a（地目にかかわらず）

- [対象活動の例]
- インターンシップ、営農ボランティア、農福連携
 - コミュニティサロンの開設
 - 地域自治機能強化活動（高齢者の見回り、送迎、買物支援等）など



地域運営組織と連携した高齢者世帯の雪下ろし作業

⑤ 生産性向上加算（新設）

生産性向上を図る取組を行う場合に加算

- 対象協定： 体制整備単価の集落協定のみ
- 対象農地： 集落協定農用地
- 単 価： 3,000円/10a（地目にかかわらず）

- [対象活動の例]
- 農産物のブランド化、加工、販売
 - 担い手への農地集積、集約、農作業の委託
 - 機械、農作業の共同化
 - 農作業の省力化 など



ドローンによる防除作業



自走式草刈機の導入

③ 協定に定める活動内容

- 協定には、適正な農業生産活動に加え、多面的機能の増進につながる活動を必須の事項として記載。これに加えて、農業生産活動等の体制整備のための、より前向きな活動を協定に位置づけた場合(集落戦略の作成)に交付単価の10割を交付。
- 第5期対策から、体制整備単価(10割単価)の受給要件を、「集落戦略の作成」に一本化。

① 農業生産活動を継続するための活動 基礎単価 (単価の8割を交付)

- 農業生産活動等 (必須)
例：耕作放棄の発生防止活動、水路・農道等の管理活動(泥上げ、草刈り等)
- 多面的機能を増進する活動 (選択的必須)
例：周辺林地の管理、景観作物の作付、体験農園、魚類等の保護

② 体制整備のための前向きな活動 体制整備単価 (①+②の活動により単価の10割を交付)

- ①の活動に加え、集落戦略を作成
 - ・ 中山間地域において農業や集落の維持を図っていくためには、協定参加者が地域の将来や地域の農地をどのように引き継いでいくか話し合いを行うことが重要。
 - ・ このため、体制整備単価の受給要件を、第4期対策の「A要件(農業生産性の向上)、B要件(女性・若者等の参画を得た取組)、C要件(集団的かつ持続可能な体制整備)から1つ選択」から、第5期対策では「集落戦略の作成」に一本化。



【地図を使っでの話し合い】



【作成に向けて打合せ】

集 落 戦 略

- 集落戦略とは、協定農用地の将来像並びに、協定農用地を含む集落全体の将来像、課題、対策について、協定参加者で話し合いを行いながら作成する集落全体の指針。
- 集落戦略については、中間年(令和4年度)までを目途に作成し、必要に応じて市町村が指導しつつ、協定期間中に作成を了する必要。

集落戦略の項目

1. 協定農用地の将来像
2. 協定農用地の将来像を踏まえた集落の現状
3. 集落の現状を踏まえた対策の方向性
4. 具体的な対策に向けた検討
5. 今後の対策の具体的内容及びスケジュール
6. 農業生産活動等の継続のための支援体制

※ 作成しやすいよう、「○」を記入する形式を基本とし、事務負担の軽減を図る。

集落戦略の作成と活用のイメージ

- 1 協定参加者で話し合い
農業者の年齢階層別の就農状況や後継者の確保状況が把握できる地図を活用し、協定参加者で話し合い
- 2 集落戦略の作成、市町村へ提出
協定農用地一筆ごと及び集落全体の将来像について、集落戦略に記入し、将来的に維持すべき農用地を明確化
- 3 集落戦略を元に更なるステップアップ
集落戦略の作成を通じて明確になった農業生産活動等の継続のための取組を、加算措置等を利用し実現

④ 第5期対策のポイント

- これまでの制度の枠組みを維持しつつ、以下のような拡充・改善を図り、新たに第5期対策として実施。

制度の対象となる地域

- 制度の対象地域に、従来の地域振興8法に加え、令和元年8月施行の棚田地域振興法の「指定棚田地域」を追加。

協定に定める活動内容

- 体制整備単価（10割単価）を受給する要件を、従来の「A・B・C要件から一つ選択」から「集落戦略の作成」に一本化。

加算措置

- 棚田地域振興法の認定棚田地域振興活動計画に基づく活動を支援する「棚田地域振興活動加算」を新設。
- 人材確保や営農以外の組織との連携体制の構築等を支援する「集落機能強化加算」を新設。
- 農地の集積・集約化や省力化技術の導入等の取組を支援する「生産性向上加算」を新設。
- 広域で集落協定を締結し、将来の集落維持に向けた活動を支援する「集落協定広域加算」を拡充。

交付金返還措置の見直し

- 交付金の返還免除となる場合以外で、農業生産活動等の継続ができなくなった場合における遡及返還の対象農用地を「協定農用地全体」から「当該農用地」に変更。

その他の運用改善

- 集落協定における所得超過者※が、協定内の他者の農用地で農業生産活動等を引き受けている場合、当該引受地分について個人配分が可能となった。

※同一都道府県内の都市部の勤労者の平均所得を上回る農業所得を得ている者

- 対策初年度の令和2年度において、事業計画の申請・認定前であっても、簡易な申請により、一定の範囲内での交付金の早期交付ができる特例を措置。
- 他調査の結果、写真、衛星画像等現地の状況が把握可能な各種資料等の活用により市町村の確認事務の負担を軽減。

(データ編)

1 中山間地域等直接支払制度を取り巻く状況

中山間地域等直接支払制度は、耕作放棄地の増加等により多面的機能の低下が特に懸念されている中山間地域等において、適切な農業生産活動の継続を支援することにより、耕作放棄地の発生を防止し、多面的機能を確保することを目的とした制度で、H12年度から実施している。

本制度における、この20年間の実施状況及びR 3年度の実施状況の概要については、次のとおり。

◇ この20年間の制度の実施状況については、

- ・ 協定数は、第1期対策最終年度のH16年度の3万4千協定をピークに減少しており、第5期対策2年度目となるR 3年度の協定数は2万4千協定
- ・ 協定面積は、第3期対策最終年度となるH26年度の68万8千haをピークに減少しており、R 3年度の協定面積は65万3千ha
- ・ 協定数が減少する中、第2期対策以降、体制整備単価に取り組む協定数は増加
- ・ 集落協定の協定面積が減少する中、1集落協定当たりの協定面積は増加傾向
- ・ 協定面積が5ha未満の小規模集落協定の割合は5割から3割に減少
- ・ 個別協定は、第2期対策以降、協定数、面積ともに増加傾向
- ・ 交付金の配分割合は、第4期対策から個人配分が共同取組活動の割合を逆転

◇ 令和3年度の実施状況については、

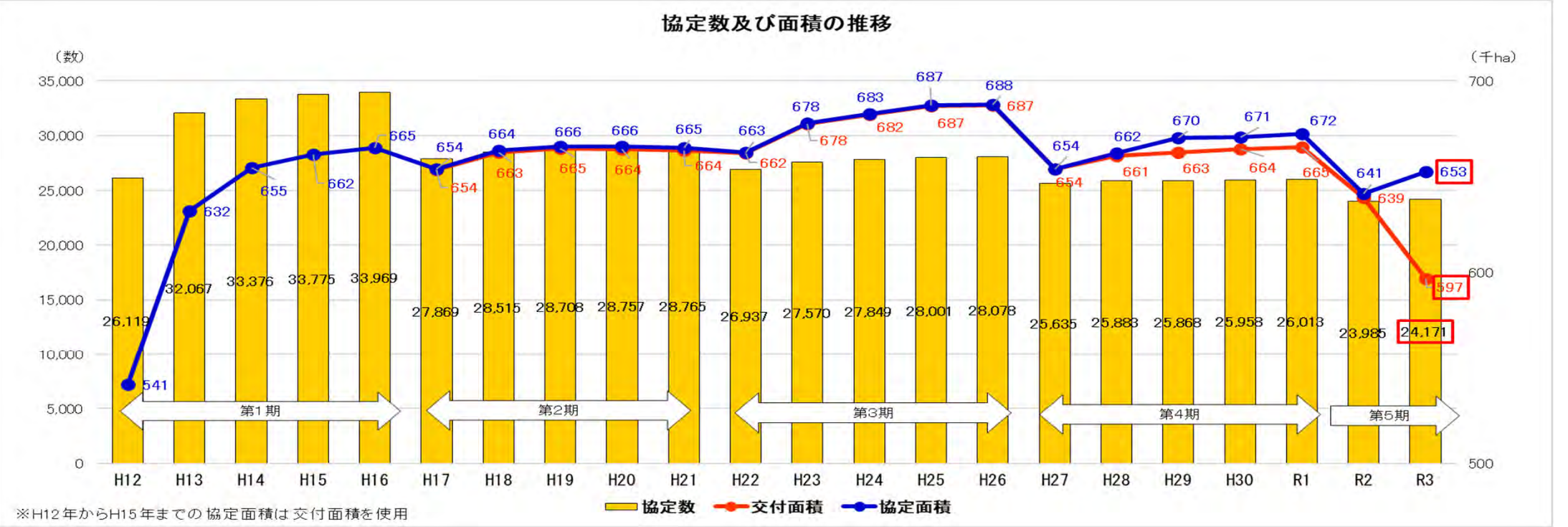
- ・ 協定数は、市町村の働きかけなどにより前年度から186協定増加
- ・ 協定面積は、協定数の増加により前年度から1万2千ha増加
- ・ 交付面積は、所得超過者の中核的リーダーの人数等を明確化したことによる交付対象者の減少に伴い、前年度から4万2千ha減少
- ・ 体制整備単価や加算に取り組む集落協定の割合は、協定面積が小さい小規模集落協定ほど低い状況
- ・ 棚田地域振興法が浸透し、活用が進む棚田地域振興活動加算
- ・ 交付金の配分割合は、個人配分の割合がさらに増加

◇ 第4期対策の末で活動を廃止した集落協定の状況については、

- ・ 活動を廃止した集落協定の約7割が交付面積5ha未満の小規模集落協定

2 中山間地域等直接支払制度の実施状況の推移

- 協定数は、第1期対策最終年度のH16年度の3万4千協定をピークに減少傾向にあり、第5期対策の2年度目となるR3年度には2万4千協定となった。
- 協定面積は、第3期対策最終年度となるH26年度の68万8千haをピークに減少傾向にあり、R3年度には65万3千haとなった。
- R3年度の交付面積は、所得超過者の中核的リーダーの人数等を明確化したことによる交付対象者の減少により、前年度から減少した。



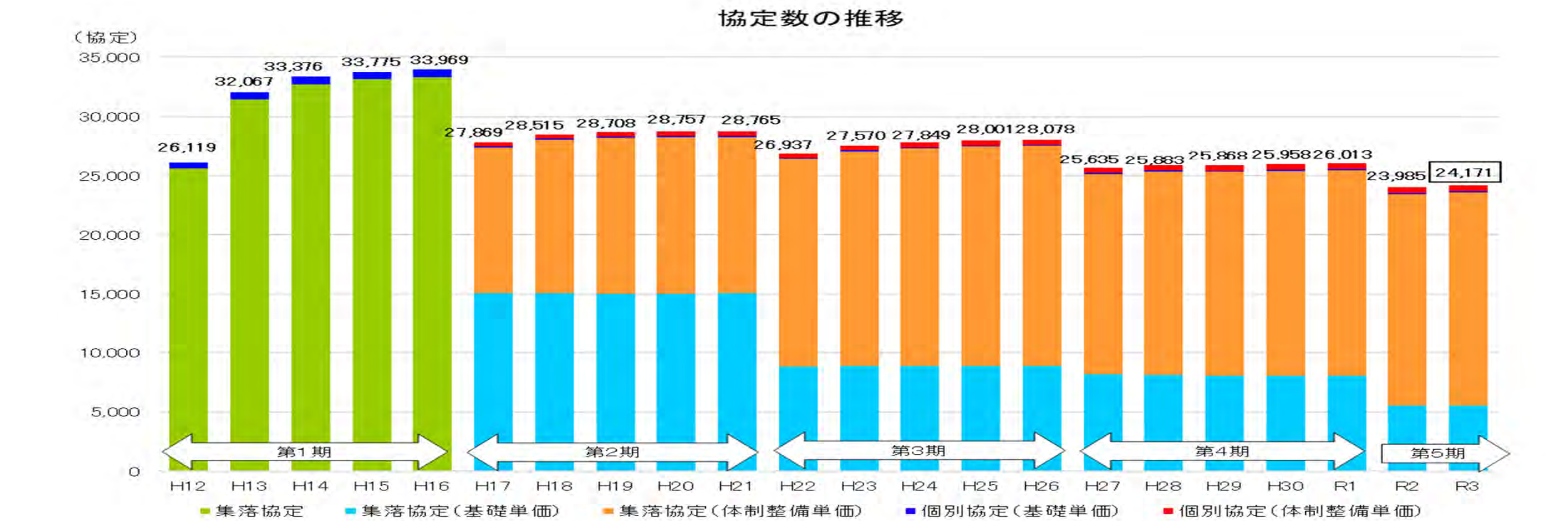
	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
	第1期					第2期					第3期					第4期					第5期	
協定数	26,119	32,067	33,376	33,775	33,969	27,869	28,515	28,708	28,757	28,765	26,937	27,570	27,849	28,001	28,078	25,635	25,883	25,868	25,958	26,013	23,985	24,171
協定面積	541	632	655	662	665	654	664	666	666	665	663	678	683	687	688	654	662	670	671	672	641	653
交付面積						654	663	665	664	664	662	678	682	687	687	654	661	663	664	665	639	597

協定面積：協定が活動する対象農用地の面積

3 協定数の推移

第2期対策以降、協定数が減少する中、近年、体制整備単価の協定は増加

- 協定数は、第1期対策には3万協定を超えていたものの、その後、第2期対策に農業生産活動を継続する前向きな取組を行う場合に、10割単価（以下「体制整備単価」という。）を交付する見直しを実施したことから減少し、その後も減少傾向にあり、第5期対策の2年度目となるR3年度は2万4千協定となった。
- 個別協定については、第2期対策から徐々に増加し、R3年度は第2期対策以降最高の579協定となった。



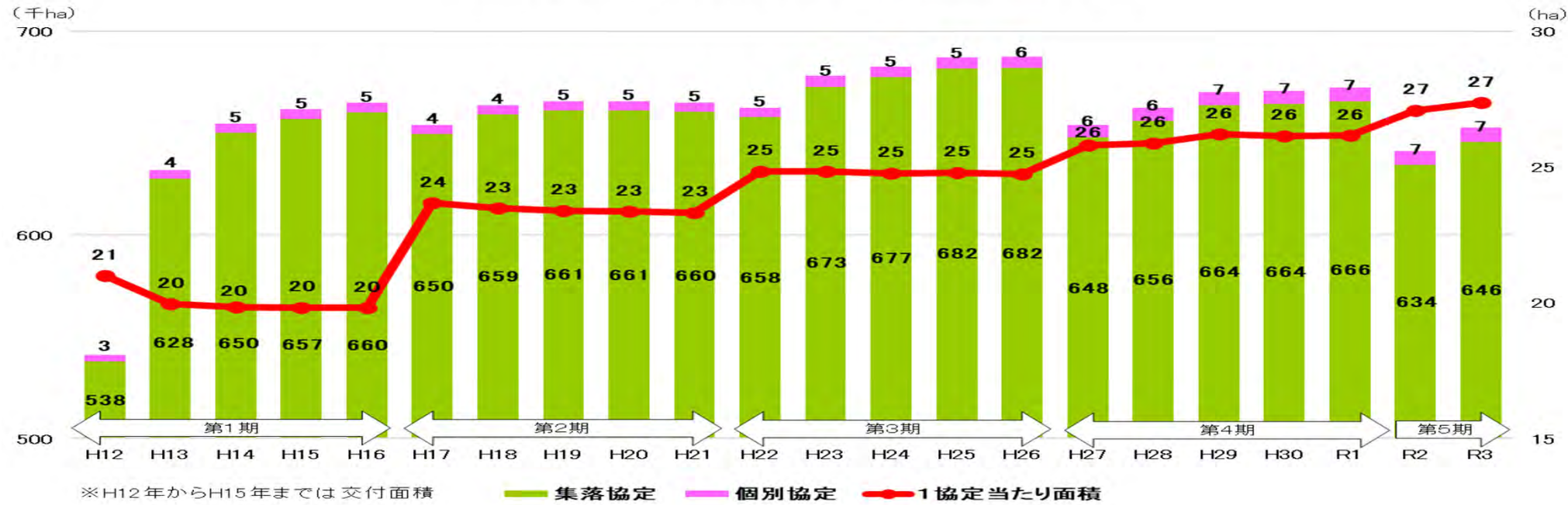
協定数の推移		H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
		第1期					第2期					第3期					第4期					第5期	
計		26,119	32,067	33,376	33,775	33,969	27,869	28,515	28,708	28,757	28,765	26,937	27,570	27,849	28,001	28,078	25,635	25,883	25,868	25,958	26,013	23,985	24,171
集落協定		25,621	31,462	32,747	33,137	33,331	27,435	28,073	28,253	28,299	28,309	26,490	27,094	27,352	27,499	27,570	25,123	25,350	25,320	25,405	25,454	23,421	23,592
基礎単価							15,103	15,074	15,047	15,048	15,082	8,839	8,898	8,887	8,878	8,884	8,166	8,141	8,059	8,040	8,057	5,560	5,518
体制整備単価							12,332	12,999	13,206	13,251	13,227	17,651	18,196	18,465	18,621	18,686	16,957	17,209	17,261	17,365	17,397	17,861	18,074
個別協定		498	605	629	638	638	434	442	455	458	456	447	476	497	502	508	512	533	548	553	559	564	579
基礎単価							90	92	91	95	94	68	71	74	75	73	78	76	74	72	74	100	90
体制整備単価							344	350	364	363	362	379	405	423	427	435	434	457	474	481	485	464	489

4 協定面積の推移

1 集落協定当たりの協定面積は増加傾向

- 協定が活動する対象農用地の面積である協定面積については、
- H26年度の68万8千haをピークとして減少傾向にあり、第5期対策2年度目となるR3年度は65万3千haとなった。
 - 1集落協定当たりの協定面積は、制度創設以降、増加傾向にあり、R3年度は27haとなった。

協定面積及び1集落協定当たりの協定面積の推移



協定面積及び1集落協定当たり協定面積の推移

	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
	第1期					第2期					第3期					第4期					第5期	
協定面積(千ha)	541	632	655	662	665	654	664	666	666	665	663	678	683	687	688	654	662	670	671	672	641	653
集落協定	538	628	650	657	660	650	659	661	661	660	658	673	677	682	682	648	656	664	664	666	634	646
個別協定	3	4	5	5	5	4	4	5	5	5	5	5	5	5	6	6	6	7	7	7	7	7
1協定当たり(ha)	21	20	20	20	20	23	23	23	23	23	25	25	25	25	24	26	26	26	26	26	27	27

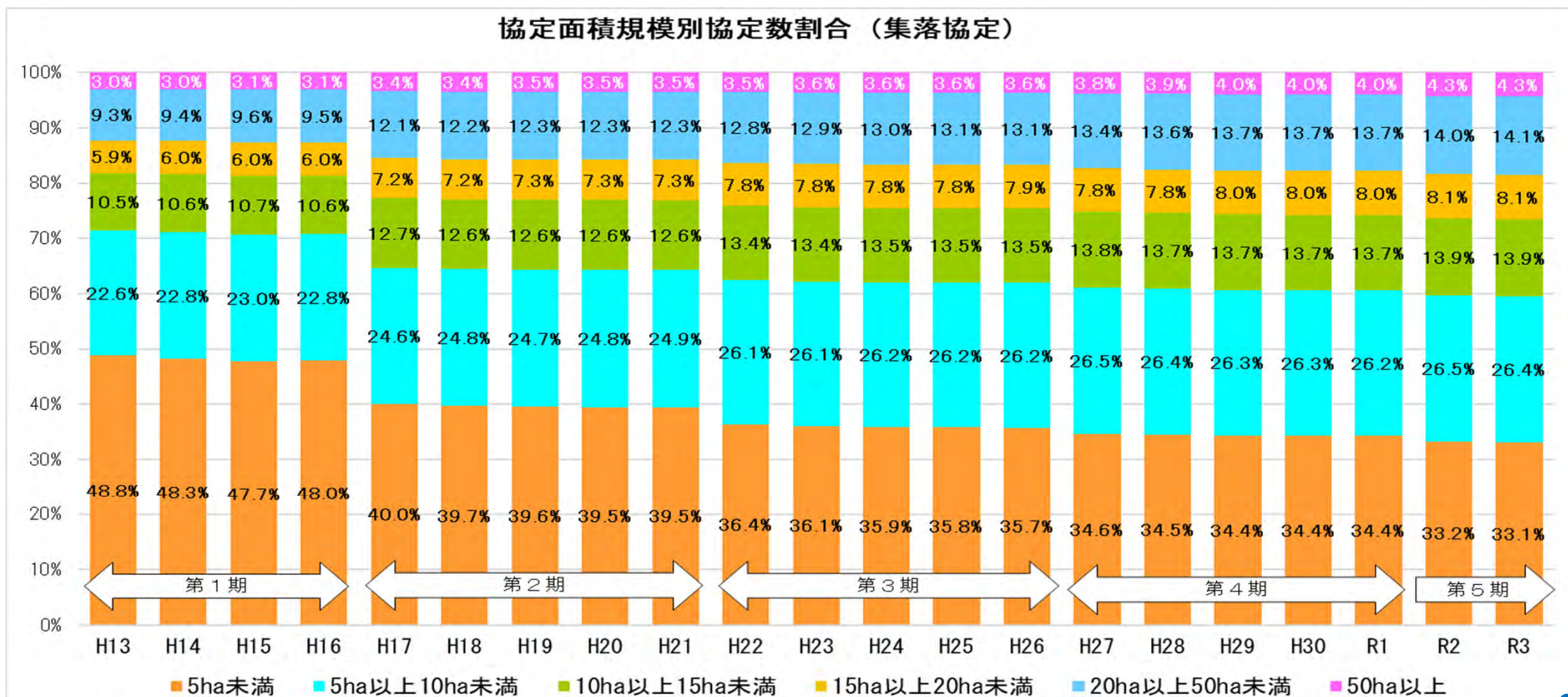
※H12年からH15年までは、交付面積を記載している。

5 協定面積規模別集落協定数の推移

協定面積が5ha未満の小規模集落協定の割合は5割から3割に減少

協定面積規模別の集落協定の割合については、

- 5ha未満の階層は、第1期対策では48%前後あったが、第2期対策以降、減少傾向となり、R3年度には33%にまで減少。
- 5ha以上10ha未満の階層は、第3期対策以降、ほぼ同じ割合で推移している。
- 10ha以上のそれぞれの階層では、H13年度以降、増加傾向にあり、特に20ha以上50ha未満の階層で増加。

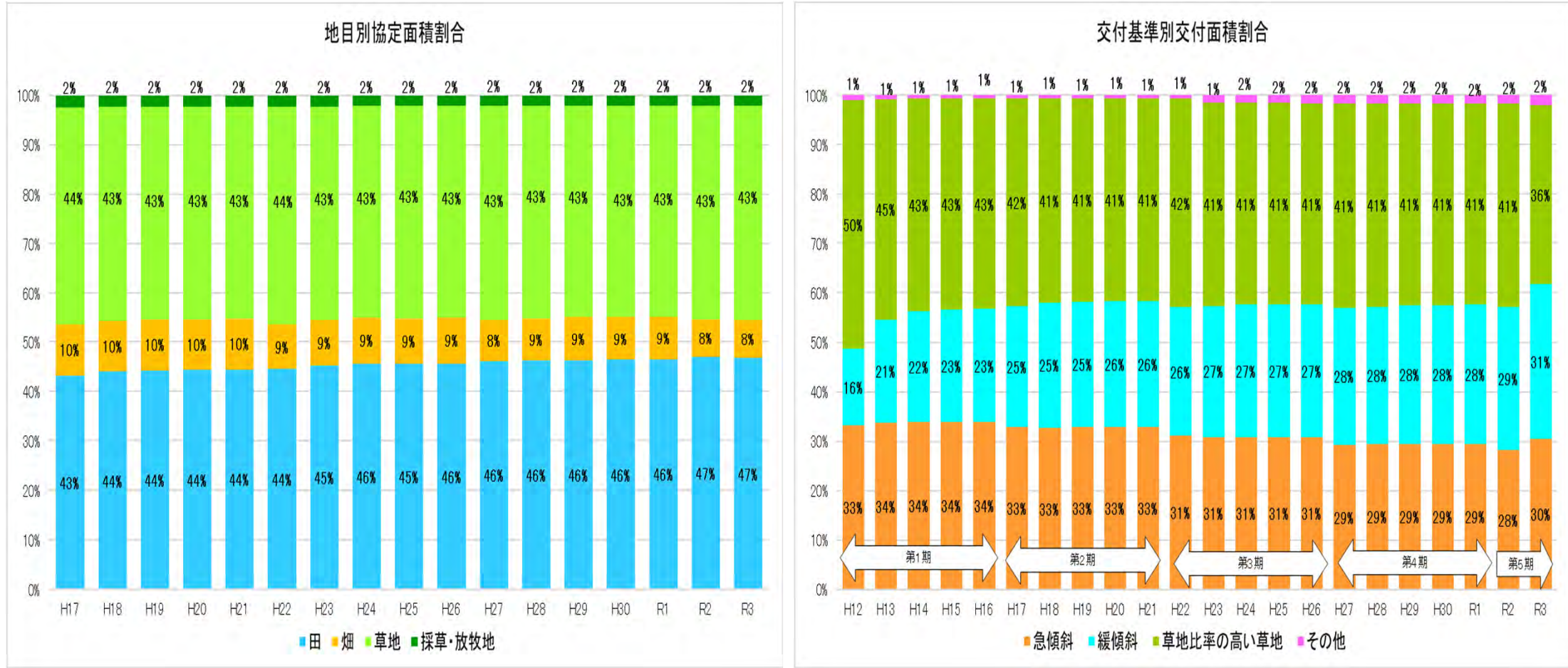


※H12年からH15年までは交付面積

6 地目別協定面積割合・基準別交付面積割合の推移

徐々に増加する田の協定面積の割合

- 地目別協定面積割合については、第2期対策の2年度目となるH18年度から田の割合が草地を逆転し、R2年度には47%となり、過去最高となった。草地の割合については、43%で推移している。
- 交付基準別の交付面積割合については、草地比率の高い草地の割合がH12年度の50%から徐々に減少し、R3年度には36%となった一方、緩傾斜の割合はH12年度の16%から徐々に増加し、R3年度には31%となった。

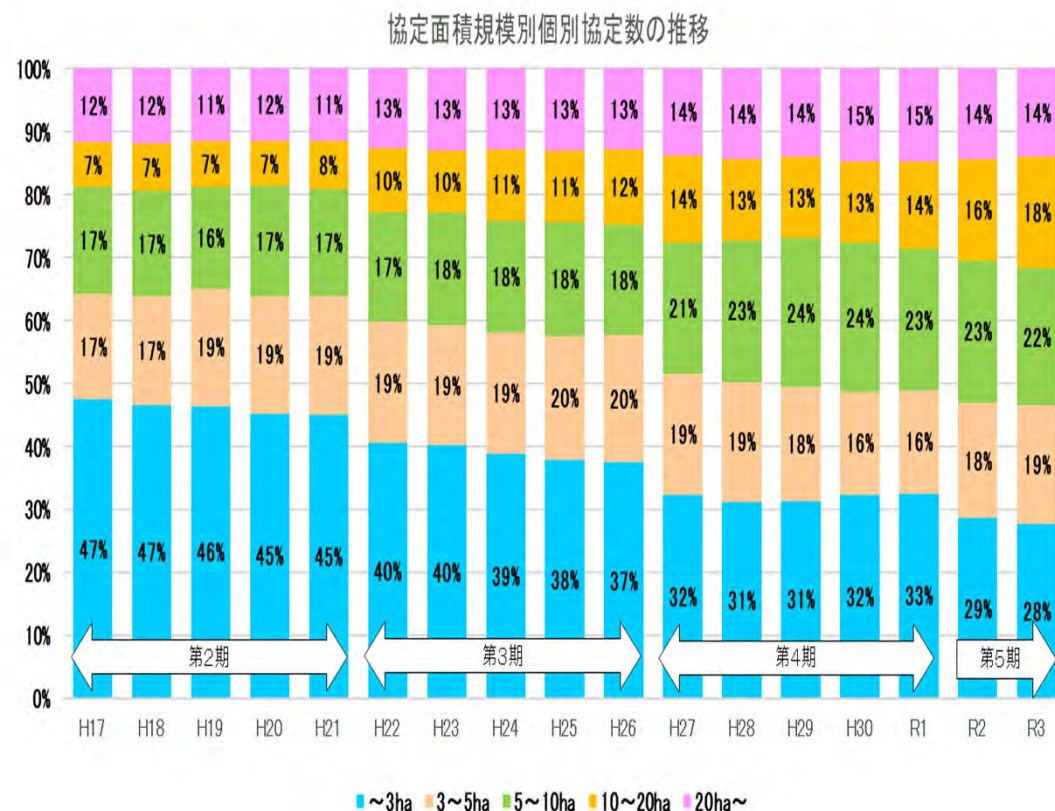
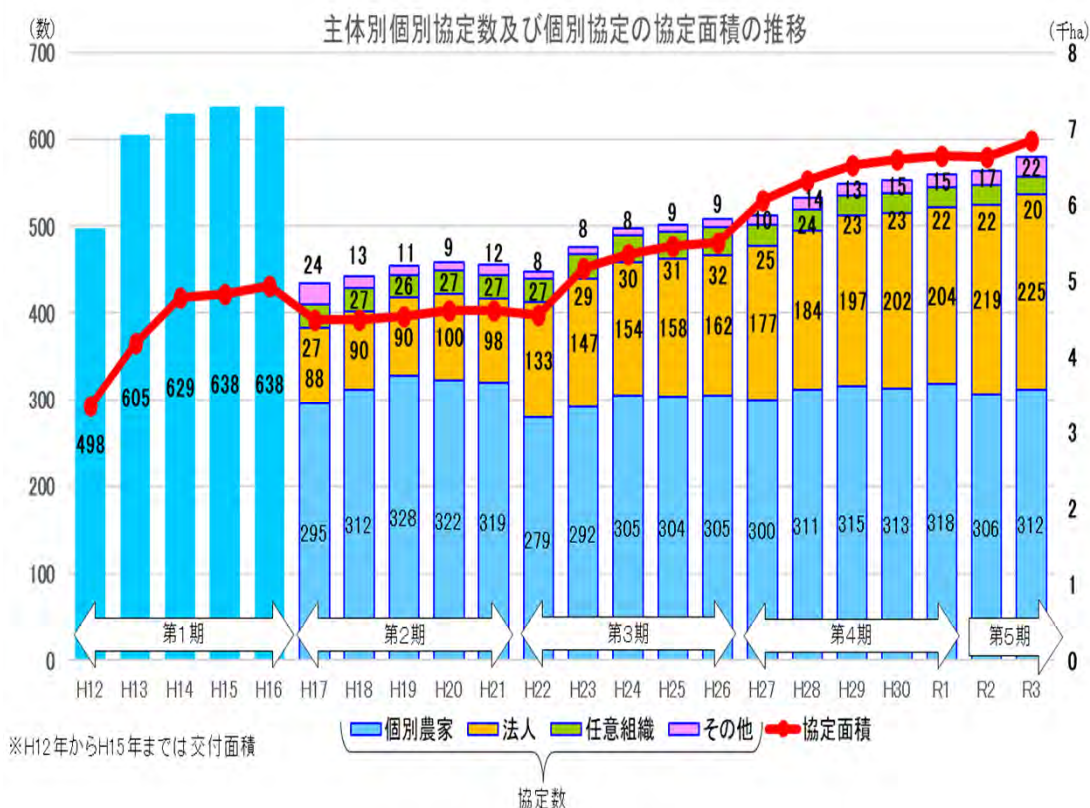


7 個別協定の状況

第2期対策以降、個別協定の協定数、面積ともに増加傾向

個別協定については、

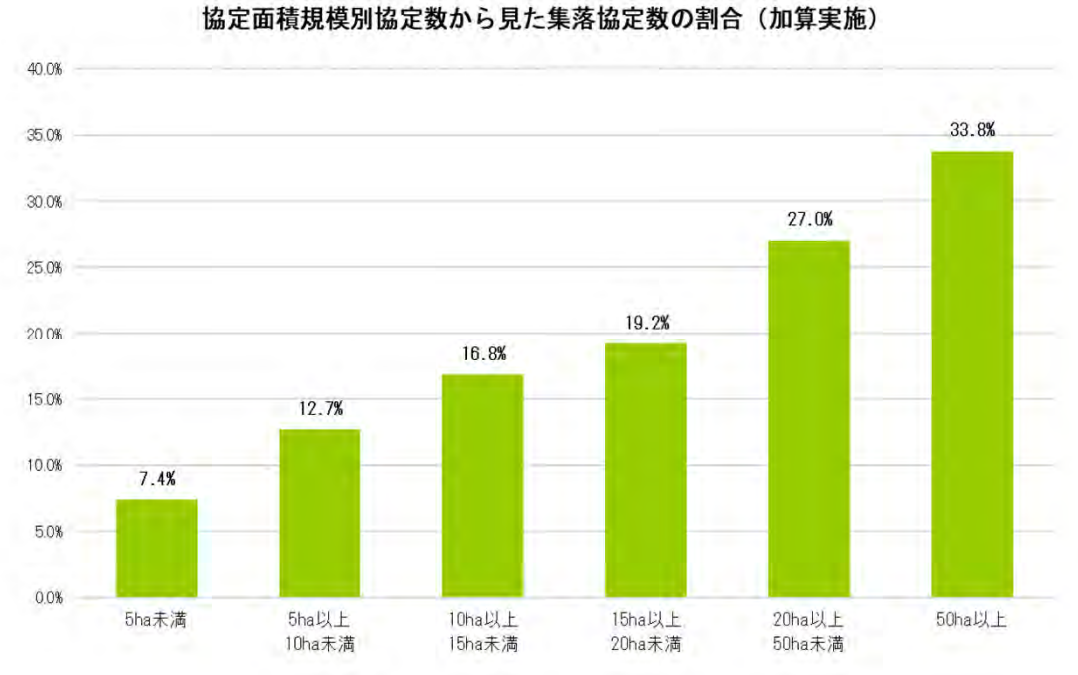
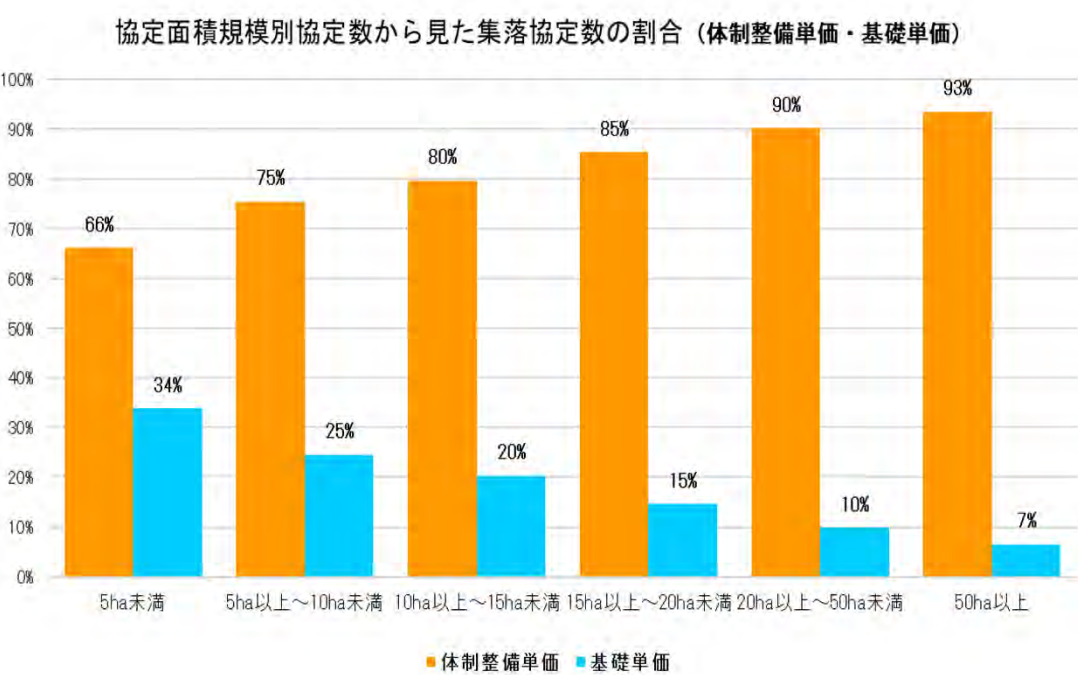
- 協定数は、第2期対策以降、増加傾向にあり、R3年度は第2期対策以降最高の579協定となった。
- 協定面積も協定数と同様の傾向にあり、R3年度は過去最高の7千haとなった。
- 協定面積規模別の協定数割合は、3ha未満の協定はH17年度には47%あったものの、R3年度には28%まで低下した。一方で、10～20ha未満の協定はH17年度の7%からR3年度には18%まで増加するなど、面積規模の大きな協定で割合が増加している。



8-1 R3年度の協定面積規模別協定数から見た加算等の実施集落協定の割合

小規模集落協定ほど、体制整備単価や加算実施の割合が低い状況

- R3年度の集落協定における協定面積規模別の体制整備単価及び加算実施の割合については、
- 体制整備単価の実施割合は、5ha未満の階層が最も低く66%で、面積規模が大きくなるほど実施割合は高くなり、50ha以上では93%となっている。
 - 加算を実施した協定の割合は、5ha未満の階層が最も低く7%で、面積規模が大きくなるほど実施割合は高くなり、50ha以上では34%となっている。面積規模の大きな協定では、協定参加者も多いことから、多様な人材を活かした活動が可能となっている。



R3年度 協定面積規模別 体制整備単価・基礎単価別集落協定数

	5ha未満	5ha以上～10ha未満	10ha以上～15ha未満	15ha以上～20ha未満	20ha以上～50ha未満	50ha以上	計
計	7,809	6,226	3,289	1,919	3,331	1,018	23,592
体制整備単価	5,166	4,698	2,619	1,638	3,002	951	18,074
基礎単価	2,643	1,528	670	281	329	67	5,518

R3年度 協定面積規模別 加算実施集落協定数

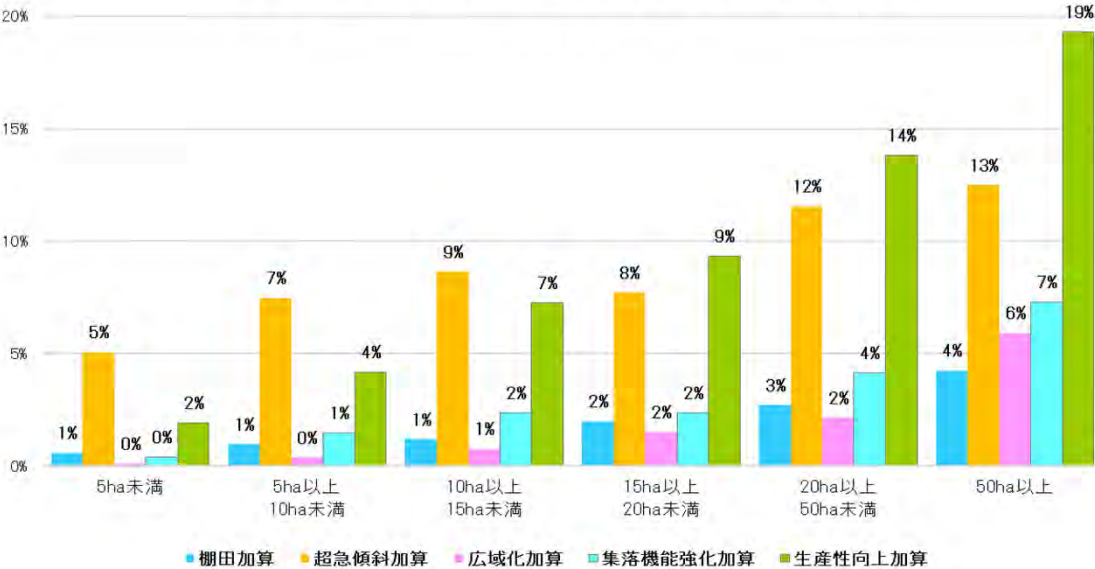
	5ha未満	5ha以上～10ha未満	10ha以上～15ha未満	15ha以上～20ha未満	20ha以上～50ha未満	50ha以上	計
計	7,809	6,226	3,289	1,919	3,331	1,018	23,592
加算実施集落協定	576	790	554	368	901	343	3,532

8-2 R3年度の交付面積規模別協定数から見た加算等の実施集落協定の割合

加算の中でも実施割合が高い超急傾斜加算と生産性向上加算

- R3年度における加算の実施状況については、超急傾斜農地保全管理加算が1,803協定で最も利用されており、交付面積規模別には5ha未満の階層では5%、50ha以上では13%の集落協定が実施している。次いで、生産性向上加算が1,483協定で、交付面積規模別には5ha未満の階層では2%と低いものの、50ha以上では19%となっている。
- 傾斜等の要件がなく、集落協定単一で実施が可能な生産性向上加算及び集落機能強化加算のR3年度の実施協定数を前年度と比較すると、
 - ・ 生産性向上加算は252協定増加しており、最も増加したのは20ha以上50ha未満の階層で72協定増加した。
 - ・ 集落機能強化加算は82協定増加しており、最も増加したのは20ha以上50ha未満の階層で25協定増加した。

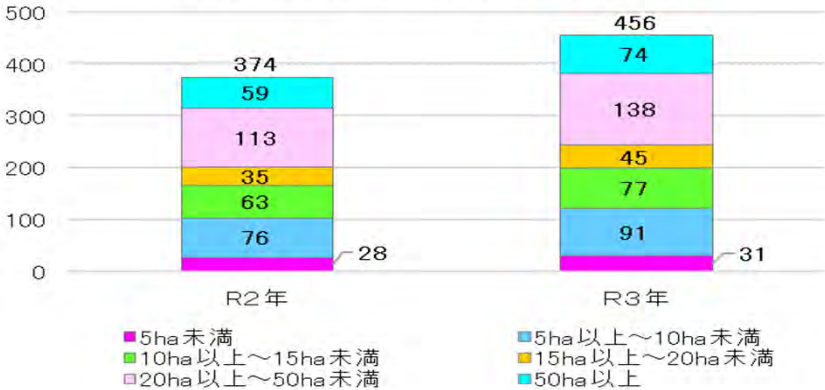
R3年度 交付面積規模別の加算実施集落協定数の割合



生産性向上加算の実施協定数



集落機能強化加算の実施協定数



R3年度 交付面積規模別の加算実施集落協定数

	計	5ha未満	5ha以上～10ha未満	10ha以上～15ha未満	15ha以上～20ha未満	20ha以上～50ha未満	50ha以上
集落協定計	23,592	7,813	6,229	3,289	1,919	3,326	1,016
加算実施集落協定	3,532	576	791	554	369	899	343
棚田加算	314	44	60	39	38	90	43
超急傾斜加算	1,803	395	465	284	148	384	127
広域化加算	215	8	22	25	29	71	60
集落機能強化加算	456	31	91	77	45	138	74
生産性向上加算	1,483	150	259	239	179	460	196

8-3 棚田地域及び棚田地域振興活動加算の取組状況

棚田地域振興法が浸透し、活用が進む棚田地域振興活動加算

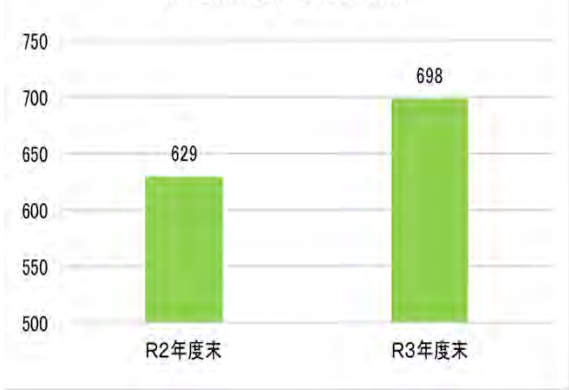
- R 1 年に棚田地域振興法（以下「棚田法」という。）が施行され、R 2 年度の第 5 期対策から本制度の対象地域に指定棚田地域が追加された。R 3 年度末の指定棚田地域は698地域で、前年度末から10%増加した。
- 指定棚田地域については、指定棚田地域振興活動計画（以下「棚田活動計画」という。）の認定を受けることにより、第 5 期対策に新設した棚田地域振興活動加算（以下「棚田加算」という。）の実施が可能となった。
- R 3 年度末の棚田活動計画の認定地域は166地域で、前年度末から60%増加した。
- R 3 年度の棚田加算の実施状況は、314協定、交付面積が 6 千haで、前年度からそれぞれ30%増加した。

指定棚田地域と棚田地域振興活動加算の状況

単位: ha

	棚田地域振興法					集落協定の状況								
	指定棚田地域数		棚田活動計画認定数			集落協定の状況			棚田地域振興活動加算			集落協定に占める棚田加算の割合		
	市町村数	地域数	市町村数	計画数	地域数				市町村数	協定数	交付面積	市町村数	協定数	交付面積
R2年度末	185	629	82	102	215	990	23,421	632,309	73	246	4,609	7.4%	1.1%	0.7%
R3年度末	215	698	138	166	380	996	23,592	589,679	102	314	5,978	10.2%	1.3%	1.0%
増減割合	116.2%	111.0%	168.3%	162.7%	176.7%	100.6%	100.7%	93.3%	139.7%	127.6%	129.7%			

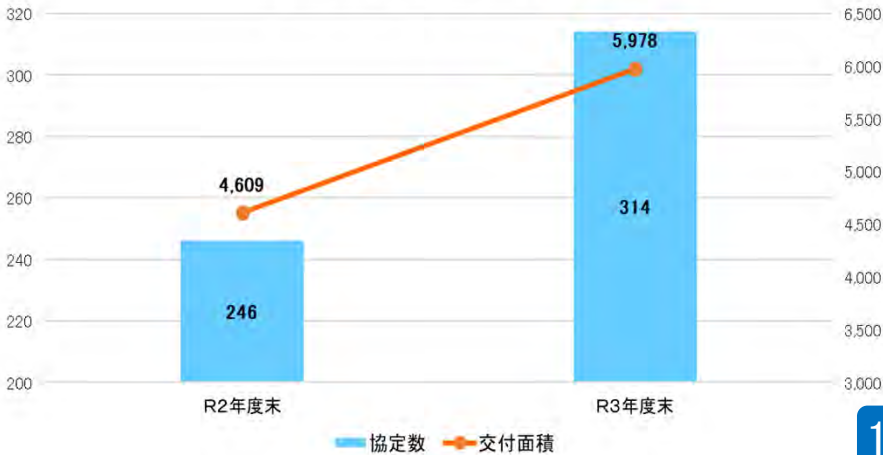
指定棚田地域の指定状況



棚田活動計画の認定状況



棚田地域振興活動加算の実施状況



9-1 令和3年度実施状況の概要（協定数・協定面積、交付面積、1協定当たりの状況）

市町村の働きかけなどにより協定数は増加

1 協定数

	計	基礎単価		体制整備単価		集落協定		個別協定	
		基礎単価	体制整備単価	基礎単価	体制整備単価	基礎単価	体制整備単価	基礎単価	体制整備単価
R2年度	23,985	5,660	18,325	23,421	5,560	17,861	564	100	464
R3年度	24,171	5,608	18,563	23,592	5,518	18,074	579	90	489
差	186	▲ 52	238	171	▲ 42	213	15	▲ 10	25

2 協定面積

	計	基礎単価		体制整備単価		集落協定		個別協定	
		基礎単価	体制整備単価	基礎単価	体制整備単価	基礎単価	体制整備単価	基礎単価	体制整備単価
R2年度	641,069	55,398	585,671	634,448	54,288	580,161	6,621	1,111	5,510
R3年度	652,562	49,247	603,315	645,715	48,614	597,101	6,847	633	6,214
差	11,492	▲ 6,152	17,644	11,266	▲ 5,674	16,940	226	▲ 478	704

3 交付面積

	計	基礎単価		体制整備単価		集落協定		個別協定	
		基礎単価	体制整備単価	基礎単価	体制整備単価	基礎単価	体制整備単価	基礎単価	体制整備単価
R2年度	638,911	55,352	583,560	632,309	54,251	578,057	6,603	1,100	5,503
R3年度	596,514	49,092	547,423	589,679	48,470	541,209	6,836	622	6,213
差	▲ 42,397	▲ 6,260	▲ 36,137	▲ 42,630	▲ 5,781	▲ 36,848	233	▲ 478	710

4 1集落協定当たりの状況

	令和2年度			令和3年度			差		
	協定面積	交付面積	交付金額	協定面積	交付面積	交付金額	協定面積	交付面積	交付金額
計	27	27	220	27	25	219	0	▲ 2	▲ 1
基礎単価	10	10	93	9	9	91	▲ 1	▲ 1	▲ 2
体制整備単価	32	32	260	33	30	258	1	▲ 2	▲ 2

5 1個別協定当たりの状況

	令和2年度			令和3年度			差		
	協定面積	交付面積	交付金額	協定面積	交付面積	交付金額	協定面積	交付面積	交付金額
計	11.7	11.7	102	11.8	11.8	104	0	0	2
基礎単価	11.1	11.0	58	7.0	6.9	50	▲ 4	▲ 4	▲ 8
体制整備単価	11.9	11.9	112	12.7	12.7	114	1	1	2

R3年度の実施状況については、
○ 協定数は、市町村の働きかけなどにより、前年度から186協定増加した。

○ 協定面積は、協定数の増加により、前年度から1万2千ha増加した。また、基礎単価から体制整備単価に移行した協定もあったことから、体制整備単価の面積が1万8千ha増加した。

○ 交付面積は、所得超過者の中核的リーダーの人数等を明確化したことによる交付対象者の減少に伴い、前年度から4万2千ha減少した。

○ 1集落協定当たりの状況は、交付面積の減少による影響で、前年度から交付面積及び交付金額ともに減少した。

○ 1個別協定当たりの状況は、前年度から交付面積及び交付金額が増加した。

9-2 令和3年度実施状況の概要（集落協定数増減の要因）

高齢化等により第4期対策末で活動を廃止した協定の約7割が小規模集落協定

○ R3年度の集落協定数は、前年度から171協定増加しており、この内訳としては、協定の立ち上げや活動再開による新設が231協定あった一方、協定の統合による減少が42協定、廃止による減少が18協定となっている。

○ 参考として、R1年度末で廃止した1,996集落協定のうち、「高齢化等で5年間続ける自信がない」「リーダーがいない」との理由で廃止した1,791協定の約7割が交付面積5ha未満の小規模集落協定となっている。

R2年度からR3年度にかけての集落協定数の動き（交付面積規模別協定数）

単位：協定数

	計	5ha未満	5ha以上10ha未満	10ha以上15ha未満	15ha以上20ha未満	20ha以上50ha未満	50ha以上
R2年度	23,421	7,785	6,207	3,257	1,897	3,275	1,000
R3年度	23,592	7,813	6,229	3,289	1,919	3,326	1,016
協定数増減の要因	171	28	22	32	22	51	16
廃止協定	▲ 18	▲ 13	▲ 2	▲ 2		▲ 1	
新設協定	231	105	52	20	15	31	8
統合協定	▲ 42	▲ 31	▲ 11	▲ 6	3	2	1
その他	0	▲ 33	▲ 17	20	4	19	7

（参考1）R1年度からR2年度にかけての集落協定数の動き（交付面積規模別協定数）

単位：協定数

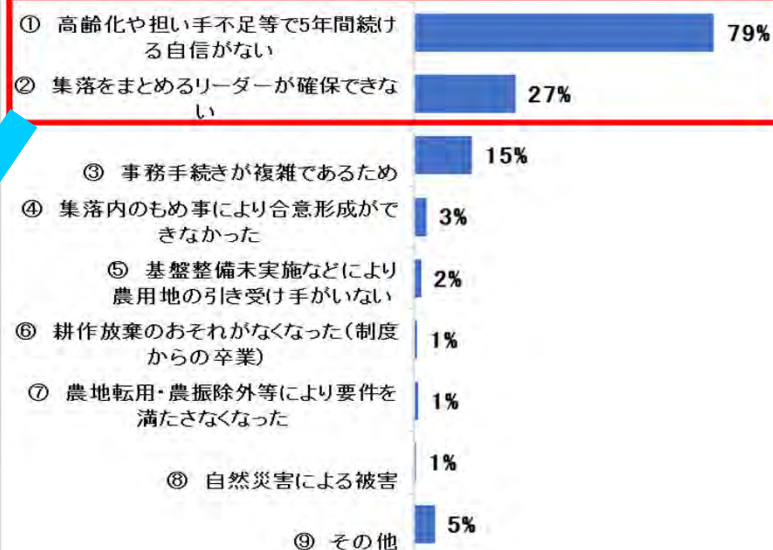
	計	5ha未満	5ha以上10ha未満	10ha以上15ha未満	15ha以上20ha未満	20ha以上50ha未満	50ha以上
R1年度	25,454	8,759	6,670	3,487	2,043	3,490	1,005
R2年度	23,421	7,785	6,207	3,257	1,897	3,275	1,000
協定数増減の要因	▲ 2,033	▲ 974	▲ 463	▲ 230	▲ 146	▲ 215	▲ 5
廃止協定	▲ 1,996	▲ 1,281	▲ 443	▲ 153	▲ 53	▲ 56	▲ 10
新設協定	543	228	132	68	36	65	14
統合協定	▲ 695	▲ 439	▲ 177	▲ 65	▲ 32	▲ 12	30
その他	115	518	25	▲ 80	▲ 97	▲ 212	▲ 39

（参考3）R1年度末に「高齢化等で5年間続ける自信がない」「リーダーがいない」との理由で廃止した集落協定（交付面積規模別協定数）

単位：協定数

	計	5ha未満	5ha以上10ha未満	10ha以上15ha未満	15ha以上20ha未満	20ha以上50ha未満	50ha以上
廃止協定	1,791	1,178	390	132	45	38	8
構成割合	100.0%	65.8%	21.8%	7.4%	2.5%	2.1%	0.4%
うち基礎単価	960	685	187	61	16	10	1
廃止協定に占める割合	53.6%	58.1%	47.9%	46.2%	35.6%	26.3%	12.5%

（参考2）集落協定を廃止した理由（R1年度末）

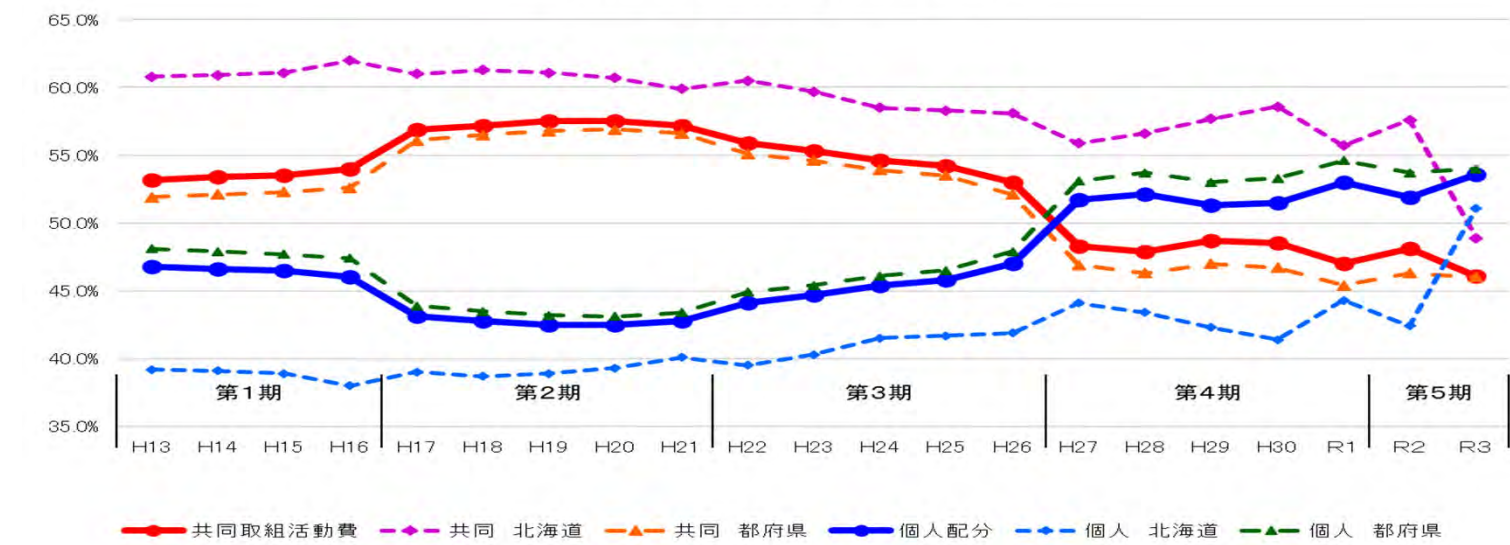


10-1 集落協定における交付金の配分割合の推移

共同取組活動を逆転し、さらに高まる個人配分への割合

- 集落協定における交付金の配分割合については、
- 共同取組活動の割合が第2期対策には60%近くになるなど、第3期対策までは高い割合にあったものの、その後、第4期対策からは個人配分と割合が逆転し、その後も、個人配分の割合は高まりR3年度には、個人配分の割合が54%となった。
 - 地域別に見ると、都府県は全国と同じ傾向にある一方、北海道はこれまで、共同取組活動の割合が60%前後で推移してきたものの、R3年度には個人配分と割合が逆転した。

交付金配分割合の推移(集落協定)



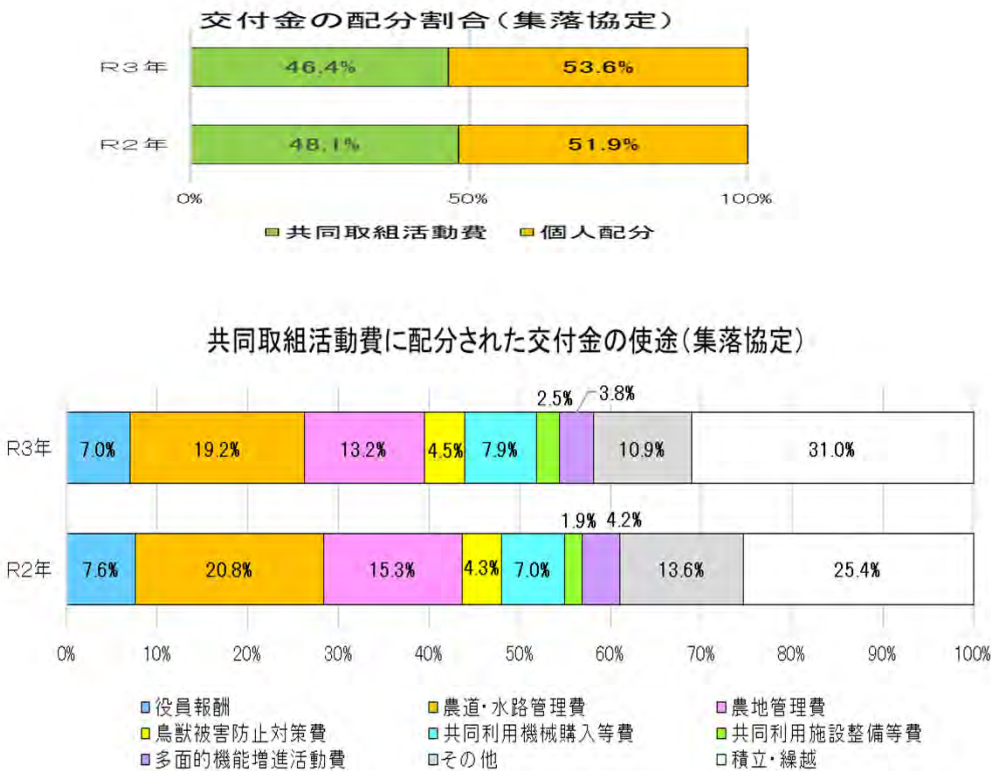
集落協定における交付金の配分割合の推移

	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
第1期					第2期					第3期					第4期					第5期	
1協定当たり交付金額(万円)	163	163	164	164	182	182	182	182	182	194	195	195	195	195	203	204	207	207	207	220	219
共同取組活動費	53.2%	53.4%	53.5%	54.0%	56.9%	57.2%	57.5%	57.5%	57.2%	55.9%	55.3%	54.6%	54.2%	53.0%	48.3%	47.9%	48.7%	48.5%	47.0%	48.1%	46.4%
北海道	60.8%	60.9%	61.1%	62.0%	61.0%	61.3%	61.1%	60.7%	59.9%	60.5%	59.7%	58.5%	58.3%	58.1%	55.9%	56.6%	57.7%	58.6%	55.7%	57.6%	48.9%
都府県	51.9%	52.1%	52.3%	52.6%	56.1%	56.5%	56.8%	56.9%	56.6%	55.1%	54.6%	53.9%	53.5%	52.1%	46.9%	46.3%	47.0%	46.7%	45.4%	46.3%	46.0%
個人配分	46.8%	46.6%	46.5%	46.0%	43.1%	42.8%	42.5%	42.5%	42.8%	44.1%	44.7%	45.4%	45.8%	47.0%	51.7%	52.1%	51.3%	51.5%	53.0%	51.9%	53.6%
北海道	39.2%	39.1%	38.9%	38.0%	39.0%	38.7%	38.9%	39.3%	40.1%	39.5%	40.3%	41.5%	41.7%	41.9%	44.1%	43.4%	42.3%	41.4%	44.3%	42.4%	51.1%
都府県	48.1%	47.9%	47.7%	47.4%	43.9%	43.5%	43.2%	43.1%	43.4%	44.9%	45.4%	46.1%	46.5%	47.9%	53.1%	53.7%	53.0%	53.3%	54.6%	53.7%	54.0%

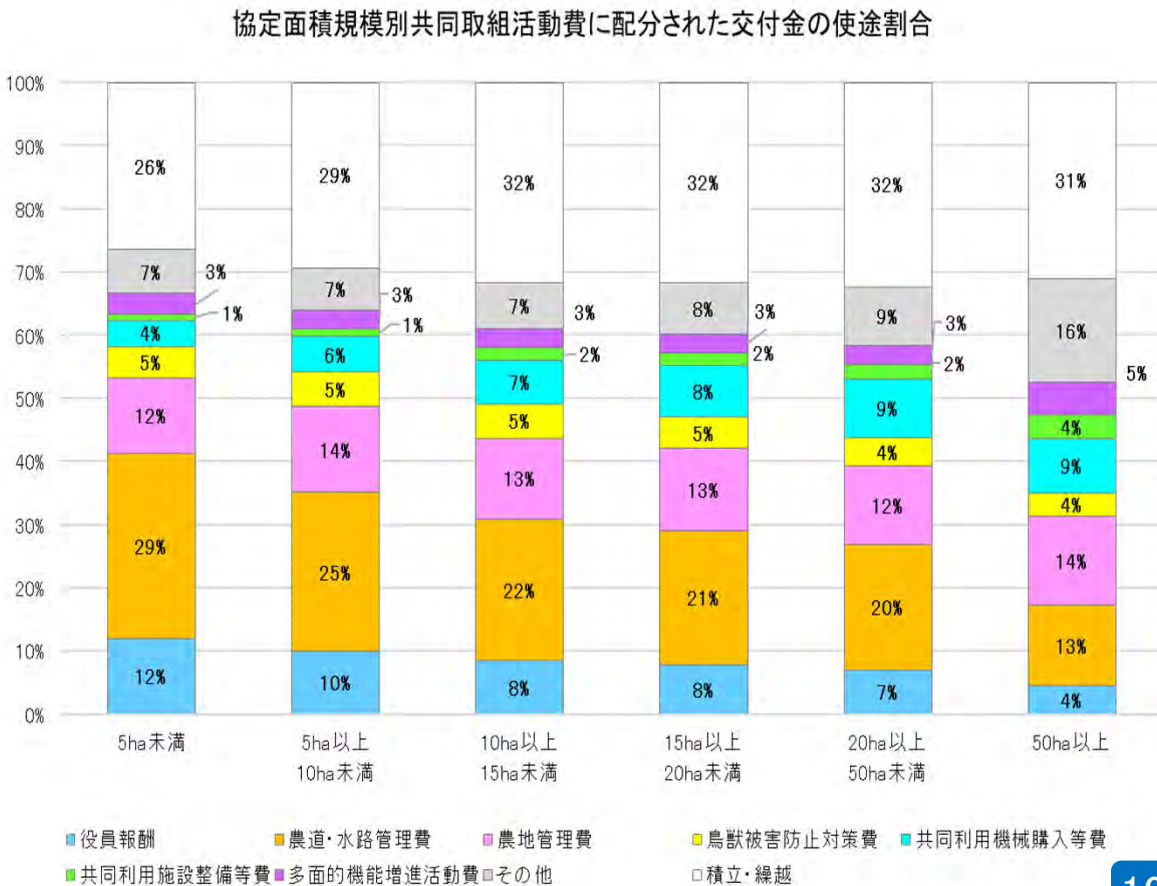
- 中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用における交付金の配分割合について
- 第1期対策(平成12年度～平成16年度)
第2期対策(平成17年度～平成21年度)
・市町村は、協定による共同取組活動を通じて耕作放棄を防止するとの観点から、集落が交付金の交付額の概ね1/2以上を集落の共同取組活動に充てるよう指導する。
 - 第3期対策(平成22年度～26年度)
第4期対策(平成27年度～令和元年度)
・市町村は、条件不利地における農業者等への適切な格差是正のため、交付金の交付額の概ね1/2以上を個人配分に充てることが原則であること、なお、交付金の使途は協定参加者の合意により決定されることから、これまでと同様に地域の状況に応じた交付金の活用が可能であることについて指導する。
 - 第5期対策(令和2年度～)
・市町村は、交付金の使途は協定参加者の合意により決定されることから、これまでと同様に地域の状況に応じた交付金の活用が可能であることについて指導する。

面積規模の大きい協定では、交付金を地域の営農活動に幅広く活用

- R3年度の集落協定の共同取組活動費については、農業者が本来、個々に負担すべき、自身の営農費用を共同取組活動費から助成しないことを明確化したことから、前年度から約2%減少し、46%となった。
- R3年度の共同取組活動費の使途については、農道・水路管理費が最も多く19%、次いで農地管理費が13%、共同利用機械購入等費が8%となっている。
- 協定面積規模別には、5ha未満の階層では農道・水路管理費が最も高く29%となっている。50ha以上の階層では、その他の割合が最も高く16%となっている。その他の内訳としては、研修経費や地域の営農活動の経費など、幅広く活用されている。



※1:「農地管理費」は、畦畔の管理や法面点検、耕作放棄地の復旧等の農地管理に係る費用。
2:「多面的機能増進活動費」は、多面的機能の増進につながる活動に係る費用。
3:「その他」は、研修会費、土地利用関係調整費、都市住民との交流促進関係費等の費用。



役員報酬 農道・水路管理費 農地管理費 鳥獣被害防止対策費 共同利用機械購入等費 共同利用施設整備等費 多面的機能増進活動費 その他 積立・繰越

所得超過者の中核的リーダーの人数と役割を明記

これまで、所得超過者の中核的リーダーについて、役割と人数を明確化していなかったため、役割と人数を「中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用」に明記。

【役割】

中核的なリーダーとしての役割とは、以下に掲げるものに限るものとする。

- ① 集落の取決めの実施等に当たっての集落全体の企画・立案・調整・取りまとめ
- ② 集落の取決めの実施に当たっての地区内の調整・合意形成・取りまとめ
- ③ 集落の取決めで定めた活動における地区又は施設単位の各種作業の計画立案・指導

【人数】

所得超過者かつ中核的リーダーの人数は、各集落協定において2名以下又は当該集落協定の協定参加者の13%の範囲内とする。

※中核的リーダーとは、

交付金の交付の対象となる者のうち、次に該当する者。

- ・農業所得が都道府県内の都市部の勤労者1人当たりの平均所得を上回る者のうち、集落協定から集落協定の基幹的活動において、中核的なリーダーとしての役割を果たす担い手として、指定された者をいう。

共同取組活動に係る交付金を個人に助成できないことを明記

農業者が本来、個々に負担すべき、自身の営農費用について、共同取組活動費から助成しないことを「中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用」に明記。

【集落協定への交付金の使用方法】

交付金の使用方法について、役員等の各担当者の活動に対する経費の支出、農業生産活動等の体制整備に向けた活動等集落マスタープランの将来像を実現するための活動、水路、農道等の維持・管理等集落の共同取組活動に要する経費の支出及び農用地の維持・管理活動を行う者に対する経費の支出について明記する。

なお、共同取組活動に要する経費の支出については、自律的かつ継続的な農業生産活動等の体制整備に資するとともに、その目的、内容について明らかにするものとする。

ただし、共同取組活動に要する経費の支出は、次に掲げるものを除くものとする。

- ① 個人施設の改修・整備等、直接的な受益（効果）が個別の農家に限られるものへの助成
- ② 農業生産資材の購入経費等個別の農家が個々に負担すべき経費（人件費を含む）への助成
- ③ 協定活動に直接関係のない経費（人件費を含む）

また、積立・繰越を行う場合にはその目的、積立計画・使途計画等を明らかにする。

12 中山間地域等直接支払制度の20年間の変遷



各対策期間における制度見直し状況と次期対策への課題

第1期 (H12～H16)	第2期 (H17～H21)	第3期 (H22～H26)	第4期 (H27～R1)	第5期 (R2～R6)
■次期対策への課題 今後とも継続実施すべき ○ 状況に変化はなく、基本的に制度を維持。 他施策との連携が必要 ○ 農業生産活動を維持していく上で、他の施策と連携し、生産性向上や担い手の定着に向けた取組の推進が重要。	体制整備単価を導入 ○ 農業生産活動を継続する前向きな取組を行う場合には、体制整備単価(10割)とし、それ以外は基礎単価(8割)とする仕組みを導入。 農地集積、法人化等に加算 ○ 担い手に農地を集積する場合、耕作放棄地を復旧する場合、法人を設立する場合の加算を新設。 集落マスタープランの作成を義務付け ○ 10～15年後の集落の将来像の明確化と、その実現に向けた5年間の活動内容を協定に位置付け。	体制整備の新たな要件を新設 ○ 活動等が困難となった高齢農家等を、集落で助け合う仕組みを協定に位置付けた場合、体制整備単価(10割)を交付するC要件を新設。 団地要件を緩和 ○ 「1ha以上の一団の農用地要件」を緩和(小規模な団地や飛び地を含め1ha以上あれば可)。 小規模・高齢化集落支援加算を新設 ○ 小規模・高齢化集落の農用地の保全を他の集落がサポートする場合の加算を新設。 離島平地地等への取組拡大(H23～) ○ 生産条件が不利な離島の平地等も支援対象とする知事特認制度を充実。 東日本大震災被災地での特例措置を創設(H24～) ○ 津波災害地域を対象とした特例を創設。 集落連携促進加算を創設(H25～) ○ 未実施集落等と連携し、地域を担う人材を呼び込む活動等を行う協定を支援する加算を新設。	体制整備要件の見直し ○ 体制整備要件を見直し、農地集積や女性・若者等の参画を促す措置を導入。 集落連携加算の拡充 ○ 複数集落が広域の協定を締結し、農業生産活動等の体制づくりを行う場合の加算を拡充。 超急傾斜加算の新設 ○ 超急傾斜農地の保全等を支援する加算措置を新設。 ※ H29より基礎単価で交付可能とする要件緩和。 受給上限の見直し ○ 担い手育成や地方創生等に資するよう、個人配分の受給上限を見直し。 ※ H27年度 100万円 → 250万円、R1年度 250万円 → 500万円 交付金返還措置の見直し ○ 交付金返還の免責事由を見直し。 ○ 集落戦略を定め広域で活動する集落の交付金返還措置を軽減。 地域営農体制緊急支援試行加算の新設(R1) ○ 次期対策への課題を踏まえた試行的な加算を措置。 <人材活用整備型> ○ 新たな人材の確保・活用に向けた体制整備等を支援。 <集落機能強化型> ○ 地域運営組織の設立等集落機能強化の取組を支援 <スマート農業推進型> ○ 省力化技術を導入した営農活動等を支援	体制整備要件の見直し ○ 対策期間を超えて農業生産活動の継続を促すため、体制整備単価の要件を「集落戦略の作成」に一本化。 前向きな取組への支援の強化 ○ 課題に対応し、より前向きな取組への支援として、「集落機能強化加算」、「生産性向上加算」を新設、「集落協定広域化加算」を拡充。 棚田地域への対応 ○ R1年施行の棚田地域振興法に対応し、対象地域に「指定棚田地域」を追加、認定計画に基づく活動を支援する「棚田地域振興活動加算」を新設。 ○ R4年度から棚田地域振興活動加算を受ける農地のうち、超急傾斜地について単価を増額。 交付金返還措置の見直し ○ 遡及返還の対象農用地を、協定農用地全体から該当農用地のみに変更。 事務負担の軽減 ○ 現地確認の省力化、協定書様式の見直し。
	■次期対策への課題 高齢化で協定維持が困難 ○ 農村地域は他地域に比べ高齢化が20年早く進行していることから、高齢農家の多くが協定から離脱することを懸念。	■次期対策への課題 人口減少・高齢化の更なる進行 ○ 担い手への農地利用集積や、人材の呼び込みを図りつつ行う集落間の連携・協定の広域化等が必要。	【次期対策への課題】 人材不足、集落機能の低下、農作業の省力化等 ○ 高齢化・人口減少を背景に、人員・人材不足、集落機能の低下、農作業の省力化、農業収入の減少等本制度の実施に当たっての負担や不安が増大。これらに対応した取組が必要。	

13 第4期対策（H27年度～R1年度）の最終評価の概要

1 活動の実績及び成果

- 【全体】
- 2.6万協定（集落協定：25,405、個別協定：553）、60万人の協定参加者により、66.4万haの農用地が維持管理
 - 令和元年度中に、全ての協定において協定に定められた活動の目標が達成される見込み
- 【基礎的活動】
- 耕作放棄の防止、水路7.3万km、農道6.7万kmの維持管理、多面的機能の増進
- 【体制整備】
- 農業生産性の向上（A要件）
 - 1,034協定において、機械・農作業の共同化（84%）、担い手への農作業の委託（37%）や農地集積（26%）、農業生産条件の強化（24%）、高付加価値型農業の実践（16%）の取組が実施
 - 女性・若者等の参画を得た取組（B要件）
 - 397協定において、新規就農者等の確保（63%）、地場産農産物等の加工・販売（40%）、消費・出資の呼び込み（4%）の取組が実施
 - 協定活動の核となる人材が新たに1,050人確保
 - 団体的かつ持続可能な体制整備（C要件）
 - 16,396協定、31万2千haにおいて、農業生産活動等を継続し得る体制を整備（集落ぐるみ型：72%、組織対応型：20%、担い手型13%等）

- 【加算措置】
- 集落連携・機能維持加算
 - 加算を受けていないものも含め、534協定、41,090haで「集落協定の広域化」に取り組み、1,579人の協定参加者、2,424haの協定農用地が増加
 - 集落協定の広域化等の取組によって、人員確保（55%）、機械・施設等の充実や事務局経費の確保（51%）、事務局機能の一元化（44%）などの効果
 - 30協定、586haで「小規模・高齢化支援」に取り組み、111集落が新たに本制度の取組を開始
 - 超急傾斜農地保全管理加算
 - 1,874協定、17,447ha（うち 田：63%、畑：37%）で法面の維持・補修（60%）、農産物の加工・直売（32%）、鳥獣害防止施設の維持（23%）等の取組を実施

- 【集落戦略等】
- 2,812協定（全体の協定の11%）、316,881ha（全体の協定農用地の48%）において、集落戦略が作成済み又は作成中
 - 集落戦略の策定により、交付金返還の特例措置により安心して取組が行えるようになった（75%）、農地管理の見通しが明らかになり、農地維持に向けた機運が高まった（37%）、課題解決に向けた話し合いを通じて農村協働力が向上した（36%）等の効果
 - この結果、本制度への取組が23協定、526人、303ha増加
 - また、一農業者等当たりの上限受給額の拡大が、条件不利地の担い手への農地集積等に寄与

- 【農用地の減少防止効果】
- 第4期対策においては、本制度により約3.9万haの耕作放棄の発生防止を含む約7.5万haの農用地の減少が防止されたことにより、農用地の多面的機能が維持・発揮された（※面積は推計値）（参考）7.5万haは、北海道を除く都府県の耕地面積の平均（7.2万ha／都府県）を上回り、愛知県（7.6万ha）、埼玉県（7.5万ha）、兵庫県（7.4万ha）の耕地面積に匹敵する面積

5 まとめ

- 本制度により、農用地の維持や耕作放棄の防止による多面的機能の維持・発揮が図られており、今後も同制度の継続的な実施が必要。一方、より効果的な取組の実施のためには、以下について検討が必要。
- ① 人口減少や高齢化による担い手不足を解消するため、集落戦略の策定等を通じて集落の将来像を明確化するとともに、**後継者の育成や外部人材の確保、関係人口の増加などの取組を促進**
 - ② 農村協働力（集落機能）が弱体化しており、集落協定の広域化や地域づくり団体の設立等を通じて、**集落機能を強化し、持続的・安定的な体制を構築**
 - ③ 条件不利な中山間地域においては、農作業の省力化や農業収入の減少が課題となっており、農地の集積、スマート農業の導入、高付加価値型農業等の推進により、**生産性や付加価値を向上する取組を促進**
 - ④ 本制度の実施にあたっては、事務負担や交付金返還措置が不安につながっており、より取り組みやすい制度になるよう**事務負担の軽減や交付金返還措置の見直し**

2 都道府県及び市町村による評価

- 都道府県（東京・大阪を除く）では、すべての都道府県が、管内の農業生産活動等の進捗状況等を踏まえ、本制度を「評価できる」とした（「おおいに評価できる」16%、「おおむね評価できる」84%）
- 市町村では、99%が、本制度を「評価できる」とした（「おおいに評価できる」25%、「おおむね評価できる」67%、「やや評価できる」8%）
- また、市町村においては100%、協定においては99%が、本制度の継続が必要と考えている（※ 中間年評価より）
- 耕作放棄地の発生防止や水路・農道等の適切な維持・管理などの農業生産活動の継続のほか、農業生産体制の整備や所得形成、人材確保など様々な観点から効果を発揮している

3 今後の課題

- 今後農業生産活動を継続的にやっていく上で、都道府県からあげられた主な課題は以下のとおり
- 背景

- ✓ 高齢化
 - ✓ 人口減少

- ① 担い手や集落活動のリーダーなどの人材の不足
 - ② 農村協働力（集落機能）の低下
 - ③ 営農にあたって、農作業の省力化や農業収入の減少
 - ④ 本制度を実施するにあたって、事務負担や交付金返還措置への不安

4 課題解決に向けて必要な取組

